



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省 令〕

- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十七年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働一二三二）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第三項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一三三三）
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（同一三四四）
- 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（同一三五五）
- 動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（農林水産六八九）
- 漁港の指定等の一部を改正する件（同六九〇）
- 保安林の指定施業要件を変更する件（同六九一～六九九）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四二七～四三二）
- 砂防法第二条の土地を指定することもに、直轄砂防工事を施行する件（同四三三）
- 直轄砂防工事を施行する件（同四三四）
- 直轄砂防工事を実施する件（同四三五）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛五七）
- 東日本大震災からの復興を推進するための大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の特例に関する告示（文部科学五七）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
〔内閣府 防衛省 叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕

〔省 令〕
○ 厚生労働省令第四十二号
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第二項第二号及び第二十五条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
この省令は、公布の日から施行する。

○ 厚生労働省令第四十三号
社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）を実施するため、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部を改正する省令

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

〔官 庁 告 白〕
官 庁 諸 事 項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
割賦販売法に基づく同法第十二条の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の営業の停止命令、建築士懲戒処分関係

〔公 告〕
官 庁 諸 事 項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
割賦販売法に基づく同法第十二条の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の営業の停止命令、建築士懲戒処分関係

〔公 告〕
官 庁 諸 事 項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
割賦販売法に基づく同法第十二条の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。
第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条中「社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の二条を加える。

(総括社会保険審査官)

第一条 地方厚生局(地方厚生支局を含む。)に、
総括社会保険審査官一人を置き、社会保険審査
官をもつて充てる。

第二条 総括社会保険審査官は、命を受けて、社会保
険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年
法律第二百六号。以下「法」という。)第一条第
一項に規定する審査請求に関する事務を行い、
及び社会保険審査官の行う事務を総括する。

附 則
この省令は、平成二十七年四月一日から施行す
る。

○農林水産省令第十四号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する
法律(平成二十六年法律第七十八号)第三条第三
項、第七条第二項、第三項及び第五項、第八条第三
項たゞし書、第十条第一項並びに第十二条の規
定に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促
進に関する法律施行規則を次のようく定める。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣 林 芳正

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する
法律(以下「法」という。)第三条第三項
の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者と
する。

一 農業者
農業者の組織する団体

二 農業者及び地域住民の組織する団体
農業者及び農業の有する多面的機能の発揮
の促進を図るために活動を実施しようとする
団体(国又は地方公共団体を除く。次号にお
いて「多面的機能発揮促進団体」という。)
組織する団体

**五 農業者、地域住民及び多面的機能発揮促進
団体の組織する団体**
定める土地は、農業用排水施設、農業用道路
その他の農用地の保全又は利用上必要な施設の周
辺の土地であって、当該土地の管理が良好な營
農環境の確保に資するに認められるものとす
る。

第三条 法第三条第三項第一号イの農林水産省令
で定める活動は、農業用排水施設に堆積する
土砂の除去及び農業用道路の周辺の土地の草刈
りその他これに類する農業用排水施設、農業
用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施
設(第二条に定める土地を含む。以下「農業用
排水施設等」という。)の保全に係る軽易な活
動並びに当該活動を円滑に実施するために必要
な活動とする。

第四条 法第三条第三項第一号ロの農林水産省令
で定める活動は、農業用排水施設の補強及び
農業用道路の舗装その他これに類する農業用
排水施設等の保全に係る活動のうち、定めた技術
が必要とする活動(植栽その他の農村の環境
の保全及び整備に係る活動並びにこれらの活動
を円滑に実施するために必要な活動とする。
法第三条第三項第三号の農林水産省令で
定める農業の生産方式は、農業生産に由来する
環境への負荷の低減その他の環境の保全に資す
るものとして農林水産大臣が定める農業に関する
技術を用いるものとする)の農業に関する技術を
前項の農業に関する技術を
変更しようとするときは、あ
らかじめ、環境大臣と協議するものとする。

第五条 法第七条第三項第四号の農林水産省令で
定める事項は、多面的機能発揮促進事業に参加
する農業者団体等の構成員の氏名又は名称及び
姓を明確に記載する。

第六条 法第七条第三項第四号の農林水産省令で
定める事項は、多面的機能発揮促進事業に参加
する農業者団体等の構成員の氏名又は名称及び
姓を明確に記載する。

第七条 法第七条第三項の農林水産省令で定める
事項は、多面的機能発揮促進事業に参加する農
業者団体等は、次に掲げる要件を満たすもの
とする。

**二 当該土地改良施設の性質及び規模からみて
必要と認められる技術者を確保する見込みがあ
ること。**

**三 当該土地改良施設の管理に係る業務の執行
及び会計の経理が適正に行われる見込みがあ
ること。**

**四 農業者及び農業の有する多面的機能の発揮
の促進を図るために必要な資金を確
保する見込みがあること。**

**五 農業者、地域住民及び多面的機能発揮促進
団体の組織する団体**

第一条 農業の有する多面的機能の発揮の促進に
関する法律(以下「法」という。)第三条第三項
の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者と
する。

一 農業者
農業者の組織する団体

二 農業者及び地域住民の組織する団体
農業者及び農業の有する多面的機能の発揮
の促進を図るために活動を実施しようとする
団体(国又は地方公共団体を除く。次号にお
いて「多面的機能発揮促進団体」という。)
組織する団体

**五 農業者、地域住民及び多面的機能発揮促進
団体の組織する団体**
定める土地は、農業用排水施設、農業用道路
その他の農用地の保全又は利用上必要な施設の周
辺の土地であって、当該土地の管理が良好な營
農環境の確保に資するに認められるものとす
る。

**二 法第七条第二項第二号イに掲げる多面的機
能発揮促進事業の種類の変更**

**三 法第七条第二項第三号に規定する多面的機
能発揮促進事業の実施期間の変更**

**四 前三号に掲げる変更のほか、法第七条第一
項に規定する事業計画の重要な変更**

**五 前三号に掲げる変更のほか、法第七条第一
項に規定する事業計画の重要な変更**

**六 法第七条第一項の規定により要請をしよ
うとする者は、次に掲げる事項を記載した要請
書を市町村長に提出しなければならない。**

一 要請者の氏名又は名称及び住所

**二 当該要請に係る農用地の所在、地番、地目、
用途及び地積**

**三 当該要請に係る農用地につき地上権、永小
作権、質権、賃借権、使用貸借による権利若
しくはその他の使用及び収益を目的とする権
利、先取特権又は抵当権を有する者がある場
合には、その者の氏名又は名称及び住所並び
にその権利の表示**

**四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規
定する接続品質 同令第三十五条の十一に規定
する総合品質及び同令第三十五条の十二に規定
するネットワーク品質については、T T C 標準
J J 二〇一・〇一以上の測定方法に基づき測定
を行うものとする。**

**五 第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第
三項の次に次の二項を加える。**

**六 第四項を第五項とし、第三項を第六項とし、第
二項を加える。**

**七 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**八 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**九 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十一 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十二 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十三 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十四 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十五 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十六 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

**十七 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第
一項を第三項とする。**

○総務省告示第百九号

電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令
第四十六号)様式第二十七の三注四の規定に基づ
き、平成二十五年総務省告示第百三十六号(通信
品質の測定条件を定める件)の一部を次のように
改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第
三項の次に次の二項を加える。

三項の次に次の二項を加える。

四項を第五項とし、第三項を第六項とし、第
二項を加える。

五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第
三項の次に次の二項を加える。

六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第
四項を第七項とし、第三項を第八項とする。

七項を第八項とし、第六項を第九項とし、第
五項を第十項とする。

八項を第九項とし、第七項を第十項とする。

九項を第十項とし、第八項を第十一項とする。

十項を第十一項とし、第九項を第十二項とする。

十一項を第十二項とし、第十項を第十三項と
する。

十二項を第十三項とし、十一項を第十四項と
する。

十三項を第十四項とし、十二項を第十五項と
する。

十四項を第十五項とし、十三項を第十六項と
する。

十五項を第十六項とし、十四項を第十七項と
する。

十六項を第十七項とし、十五項を第十八項と
する。

十七項を第十八項とし、十六項を第十九項と
する。

十八項を第十九項とし、十七項を第二十項と
する。

七**二**